

## 第5章

### 快適で暮らしやすいまち



## 第1節 安全・安心に暮らせる環境を整備する

### 1 災害に強い生活基盤の整備

#### 現状と課題

近年、全国各地で集中豪雨、地震等の自然災害が発生し、大きな被害をもたらしています。こうした自然災害から生命と財産を守り、安心して安全に暮らすためには、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

本市は、居住地域の多くがシラス地層で、南北を流れる思川や網掛川など複数の2級河川により創成された扇状地の上にあることから、集中豪雨や台風の襲来による水害や土砂災害等の自然災害に対して弱い環境にあります。

都市化の進展、生活範囲の拡大等に伴い、河川の流域における土地利用の形態は、都市部では宅地開発が進行しており、また農村部でも農業の生産基盤を高めるためのほ場整備事業等が積極的に進められ急激な変貌を遂げていることから、これに対応した河川の整備等の排水対策が緊急の課題となっています。

また、河川の整備に対する要望は多様化しており、潤いのある水辺空間整備に対する人々の要望は次第に増大しつつあるとともに、河川整備に対する期待も高まっています。

都市部においては、市が管理する河川の流量断面積が不足しており、局地的大雨等により、一時的に冠水するおそれがあります。

都市部における雨水排水対策については、近年、頻繁に発生する局地的大雨の影響や保水力のある水田が宅地化されるなど、急速な都市化に伴う排水施設の整備等が重要な課題となっています。

しかし、既存の排水施設については、農業用の用排水路が排水路として利用されるなど、用排水路と兼用している施設があり複雑化しています。

また、堤防内の排水路の水位より海面の水位が高くなり、排水ができずに内水氾濫を起こす地域もあり、ポンプアップ施設等の設置が必要となっています。

雨水排水対策の計画については、宅地化の進行状況に応じて、雨水排水の基礎調査を実施し、計画の見直しが必要となっています。

本市の土石流危険渓流および急傾斜地崩壊危険箇所は合わせて433か所あり、台風や集中豪雨等によるがけ崩れの危険にさらされており、土砂災害防止対策が必要となっています。

土石流危険渓流や急傾斜地の崩壊に対する災害対策を進めるうえで、市民の生命や財産を守るという意味から、当該箇所の所有者や利用者のみならず、その周辺の市民の危険防止にも努めています。

## 第1節 安全・安心に暮らせる環境を整備する

### 河川の状況

(単位：m)

No	種別	河川名	水系名	延長
1	2級	別府川	別府川	22,410
2	//	山田川	//	18,300
3	//	前郷川	//	13,600
4	//	田平川	//	1,500
5	//	平田川	//	1,000
6	//	西浦川	//	4,000
7	//	網掛川	網掛川	22,500

No	種別	河川名	水系名	延長
8	2級	湯之谷川	網掛川	2,050
9	//	宇曾ノ木川	//	18,000
10	//	崎森川	//	7,400
11	//	思川	思川	5,800
12	//	日木山川	日木山川	7,700
13	準用河川	真黒川外40	—	75,600

資料：始良・伊佐地域振興局河川港湾課、市土木課

※2級河川の延長は、始良・伊佐地域振興局管理分  
準用河川の延長は、市管理分

### 基本施策の方向性

地域住民の生活環境に密接な関わりのある河川においては、流れを阻害する寄洲や流木等の河川閉塞物除去、河床および護岸の敷払いを実施し、氾濫の防止、護岸の浸食防止に努めます。

また、河川氾濫時の要因の1つに考えられる農業用水取水施設等の河川工作物については、関係機関と連絡を密にし、適切な施設管理を行うことで氾濫防止につながるよう努めます。

さらに、河川整備に対する市民の要望は多様化しており、憩いの場としての役割も求められることから、単に治水対策だけの整備ではなく、潤いのある水辺空間整備にも取り組んでいきます。

安全で安心できるまちづくりを目指し、市民の生命・財産に対する安全性を向上するため、雨水排水対策の計画に基づいて、流出量に見合った断面改修や新たに分水路を建設するなど、排水施設の整備を実施し、浸水被害の軽減に取り組んでいきます。

また、すでに計画を策定している地域においても、計画策定後に長期間が経過し、宅地開発などにより市街地や降雨の状況が変化することで流出量が増大して、計画の見直しが必要な地区もあることから、未策定地区も含めた総合的な雨水排水対策計画の策定と見直しに取り組めます。

雨水流出抑制については、公共用地に雨水貯留施設を設置することや、個人住宅についても雨水貯留施設の設置を検討します。

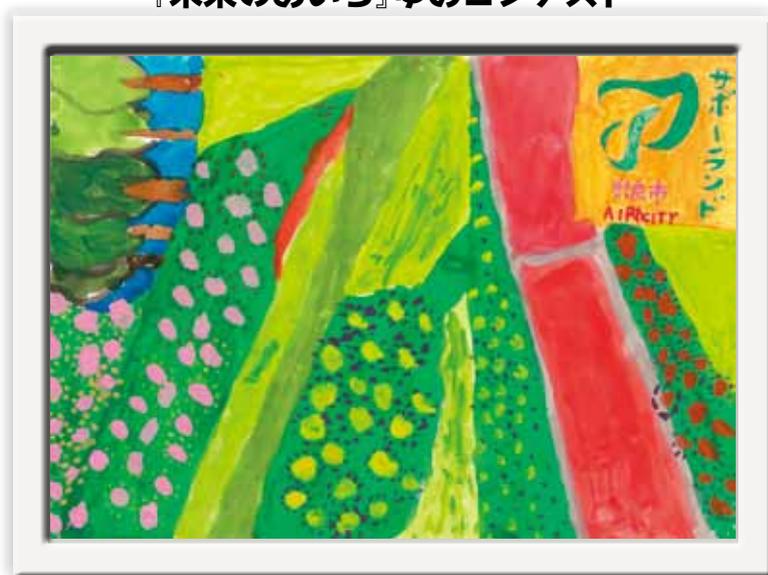
土砂災害危険箇所については、定期点検を実施し、災害の未然防止に努めます。

また、急傾斜地等の危険箇所については補助事業等を導入し、崩壊防止工事の実施に当たっては、現地調査を十分行い、現場に適合した最適な工事の実施に取り組めます。

主要施策の内容

- 河川の氾濫防止のための寄洲除去の実施
- 自然護岸の敷払い等適切な維持管理の徹底
- 都市下水路整備との連携強化
- 排水施設の整備促進
- 総合的な雨水排水の計画策定、見直し
- 下水路等排水施設の整備計画の策定
- 雨水流出抑制の推進
- 砂防事業の推進
- 急傾斜地崩壊対策事業の推進

『未来のあいら』ゆめコンテスト



【銅賞】サボーランド

西始良小6年 古川 桃子

## 2 災害に対応する体制の整備

### 現状と課題

本市は、海岸部から山間部までにおよび、活火山である桜島も鹿児島(錦江)湾の対岸にあることから、災害発生の要因として台風、洪水、高潮、津波、火山噴火等が考えられる環境の中にあります。

平成23年3月に策定した「始良市地域防災計画」では、自然災害等に対する対応について、行政や防災行政機関、地域や市民の行動の在り方が記されていますが、この計画の策定直後に発生した東日本大震災で明らかになった津波や原子力発電所の事故も考慮する必要があり、早急な見直しが必要となっています。

また、市民の防災意識は、自治会等で組織される自主防災組織の結成状況、訓練等の活動状況、災害時要援護者の把握状況、避難支援への取り組みなどに違いがあり、地域によって防災意識に差異が生じています。

そのため、各地域で「自助・共助・公助」の連携の重要性や、自主防災思想の普及啓発を強化していく必要があります。

さらに、市民への情報伝達手段の1つとして、平成23年4月から携帯電話やパソコンへの情報発信として「始良市防災・地域情報メール」を配信しています。

防災行政無線は、始良地区、蒲生地区は整備されていますが、加治木地区は未整備となっていることから早急な整備が必要です。

平成22年10月の奄美豪雨災害では、情報伝達手段の二重化を図るなどの対策が必要との検証結果が出されており、災害に強い通信手段について検討する必要があります。

本市の指定避難所は、避難所によっては、床が板張りであることやトイレが外にあることから、より過ごしやすい環境整備をする必要があります。

また、現在の避難所は風水害を想定した避難所となっていることから、津波を想定した避難所や避難場所の指定および原発事故を想定した避難所を指定する必要があります。

避難所へ避難した市民へ配給する食糧や水、毛布等の備蓄は十分でなく、大きな災害で多くの避難者が発生した場合は不足する懸念があります。

その解決策として、飲料水販売業者や食品製造業者、生活用品等小売業者との間で物品調達に関する協定を締結していますが、依頼から物品到着まで時間がかかることや、道路寸断などで物品が搬送できない状況等も考えられることから、その対策を検討する必要があります。

危険箇所や危険地域を記した防災マップやハザードマップ\*は、合併前に全戸に配布されていますが、土砂災害を想定したマップであり、崖下などに住む特定の市民のみが活用しており、あらゆる災害に応じた防災マップやハザードマップを作成し配布する必要があります。

## 第5章 快適で暮らしやすいまち

### 自主防災組織、避難所、災害時要援護者、災害協定の推移

項目	自主防災組織		避難所	災害時要援護者 登録者数	災害協定 (民間)
	組織数	組織率			
平成22年	148組織	70.9%	55か所	1,429人	5件
平成23年	148組織	70.7%	55か所	1,331人	5件

各年4月1日現在

資料：危機管理課

### 基本施策の方向性

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの災害を防止するという考え方から、災害からいち早く安全に避難するという考え方へと防災の意識を変革しなければならない災害となりました。

市民は防災の基本である「自らの身の安全は、自ら守る」という自覚を持ち、常に災害に対する備えを心がけ、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要です。

また、近隣の負傷者や災害時要援護者および観光客等を助け、避難所運営への協力、あるいは行政等が行っている防災活動に協力するなど、防災活動に寄与することが求められます。

災害による被害を減らすためには、「自助・共助・公助」の連携が大切であり、このため市は自主防災思想の普及・啓発を図るとともに、想定外の災害もあり得るという考えも含めた、住民避難を重視した施策を推進します。

従来の地域防災計画は、風水害を重点とした計画となっていますが、津波災害や原発事故等を想定した地域防災計画の見直しを行い、さらに、各種災害を想定したハザードマップを作成し市民に周知します。

地域の防災力強化については、すべての自治会等で自主防災組織を結成し、自主防災組織自らが自分たちの地域の危険箇所や災害時要援護者の把握および支援等を行うなど、自ら行動できる自主防災組織の育成に努めます。

また、民生委員・児童委員や福祉関係機関および消防団、地域住民と連携し、災害時要援護者の把握と支援者の確保を行い、防災訓練等への積極的参加を促進します。

加えて、県防災研修センターや防災アドバイザー等と協力して防災講演や各種教室および自治会等への出前講座等を開催し啓発活動を行い、各地域の地理的条件に適した防災訓練を行うとともに、大規模災害を想定した総合防災訓練を実施し、関係機関や地域住民との連携を図ります。

避難所については、子どもや高齢者等に配慮した避難所の改修や避難生活に必要な食糧や物資を整備し、災害に応じた避難所・避難場所の指定を行います。

また、災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の意思疎通を図り、効果的な災害活動が

## 第1節 安全・安心に暮らせる環境を整備する

できる体制づくりを行い、全市民が避難することを想定して、最低3日間程度の食糧や水、生活必需品の備蓄およびそれらを安全に保管する倉庫の整備に努めます。

通信手段については、すべての市民に情報が伝達できるよう情報伝達手段を整備するとともに、関係機関との通信が不通とならない通信手段の確保に努めます。

災害時に民間企業の各専門分野の力を発揮して、災害に対応できる協力体制を確立するための協定の締結を推進します。

災害を未然に防止するために、日頃から地元住民とともに災害危険箇所の点検を実施し、また、危険箇所の改修等を実施します。

災害発生時に物資の輸送等を円滑に行うため、県都鹿児島市や姶良、加治木、蒲生の3庁舎を結ぶ緊急輸送道路の整備に努めます。

災害発生後の大量のがれきの早急な処分が、復興を迅速に行うための第一歩であることから、がれきの一時保管場所や処分場所の確保に努めます。

## 主要施策の内容

- 地域防災計画および各種ハザードマップの作成、見直し
- 自主防災組織の育成・強化
- 災害時要援護者への避難支援の確立
- 避難所の見直しおよび避難所の施設の改修ならびに物資の備蓄促進
- 防災行政無線を含んだ情報伝達網の整備・拡充（防災無線デジタル化等）
- 防災に対する教育および啓発活動の充実
- 各種災害を想定した防災訓練の実施
- 民間企業等との協定締結の拡充



### 3 消防・救急体制の整備

#### 現状と課題

近年、都市化とともに、災害も規模が拡大し、人的災害・自然災害を問わず、その対応は複雑・多様化し、消防を取り巻く環境はそれによりさらに変化していくものと予想されます。

本市では、消防本部の下に中央消防署と2つの分遣所があり、自動出動指令システムなど最新技術を取り入れた消防緊急通信指令施設を設置しているほか、3台の高規格救急自動車を配備するなど、消防・救急体制の充実に努めています。

今後、大規模化・複雑・多様化していく災害に対して、ハード・ソフト両面における整備をはじめ、広域的な応援体制の充実も踏まえながら消防・救急・救助体制の強化および消防職員の資質の向上・技術の高度化を引き続き進めていく必要があります。

そのような中で、消防本部と中央消防署のある消防庁舎は、昭和47年に建設されたもので、建物の老朽化はもとより、耐震基準も満たしていない状況にあることから、その整備が喫緊の課題となっています。

また、建物の高層化が進み、高所の消火や救助に対応するための消防車両等の整備も必要となっています。

地域の消防防災体制の中核である消防団については、団員の高齢化などが進んでいることから、常備消防との連携を強化しながら施設や装備の拡充を進めるとともに、団員の資質の向上を図ることが必要となっています。

さらに、火災予防対策として防火を呼びかける啓発活動などを展開していますが、今後は、市民の防火に対する意識の高揚を図りながら地域ぐるみの防火体制の確立を進めていく必要があります。

一方、救急活動については、高齢化を背景として急病人が増加しており、救急救命士の養成や高規格救急自動車の増強など、救急活動の高度化を進めるとともに、現場における救急救命処置を効果的に行うことができるように、市民へ救命知識の普及と啓発を推進し、助かる命を救うため、市民・救急隊・医療機関との連携を強固なものとし、救命率の向上を図る必要があります。

また、消防・防災ヘリやドクターヘリ<sup>\*</sup>の積極的な活用と各関係機関との緊密な連携を図り、救急体制のさらなる充実に努める必要があります。

今後、県や近隣の市町とも連携し、広域で効率的で素早い体制の整備が求められています。

## 第1節 安全・安心に暮らせる環境を整備する

### 消防人員と消防設備の推移

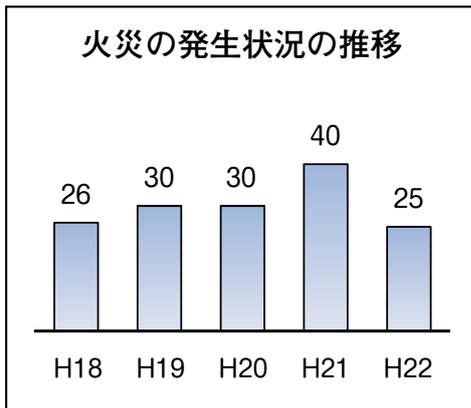
(単位：台、人、分団、基)

項目	消防署						消防団						消 火 栓	防 火 水 槽
	タンク車	ポンプ車	ミニ車	救助工作車	救急車	職員	タンク車	ポンプ車	小型動力車	積載車	消防分団数	消防団員数		
H19	4	0	3	1	4	65	2	14	34	23	30	495	1,062	239
H20	4	0	3	1	4	65	2	14	34	23	30	498	1,067	243
H21	4	0	3	1	4	65	2	14	34	23	30	484	1,071	246
H22	4	0	3	1	4	63	2	14	34	23	30	483	1,071	250
H23	4	0	3	1	5	63	2	14	34	24	15	489	1,114	250

各年4月1日現在

資料：消防本部

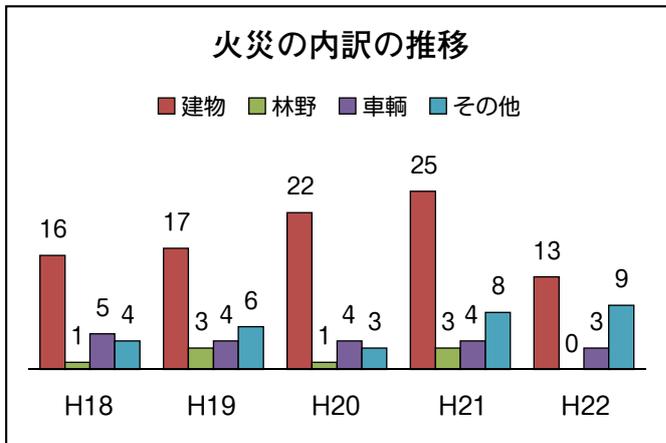
(単位：件)



資料：消防本部



(単位：件)



資料：消防本部

## 第5章 快適で暮らしやすいまち

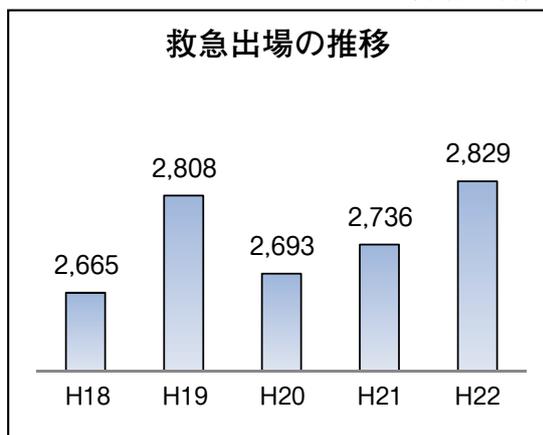
### 救急出場状況

(単位：件)

区分	総数	火災	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他
H18	2,665	4	0	4	251	16	23	321	19	28	1,443	556
H19	2,808	3	2	3	309	19	21	360	12	47	1,504	528
H20	2,693	1	1	3	286	21	39	346	20	35	1,411	530
H21	2,736	4	0	4	265	17	24	376	15	43	1,482	506
H22	2,829	4	0	3	257	20	19	427	8	53	1,611	427

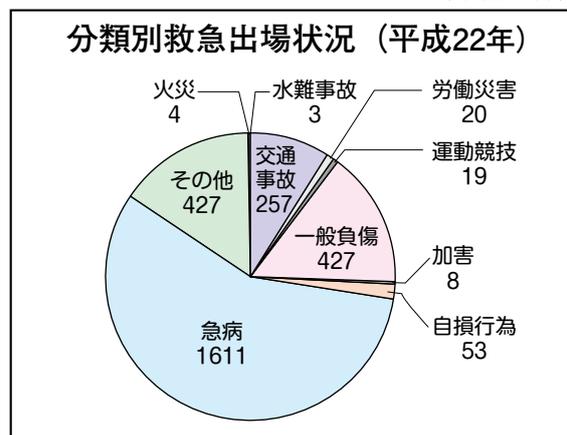
資料：消防本部

(単位：件)



資料：消防本部

(単位：件)



資料：消防本部

### 基本施策の方向性

消防基盤の高度化に向けて国の指針や地域の実情を踏まえながら、消防庁舎や訓練施設、倉庫など消防施設の整備を進め、複雑・多様化していく災害対応を遂行するため、はしご車や救助資機材などを計画的に整備し、効率的・効果的な消防活動を推進します。

また、消防救急無線のデジタル化に伴い、消防防災通信体制の整備を進め、震災対策などの観点に立ちながら、消防水利施設の充実や防災情報の収集・伝達体制の強化に努めます。

消防組織の充実・強化のため、教育・訓練機会の拡充により消防職員の資質の向上に努めるとともに、女性消防団員を含めた消防団員の確保や消防団の活動能力を強化し、消防組織の活性化を図ります。

また、救急救命士の養成をはじめとする救急隊員教育を充実し、救急隊員の資質の向上に努めるとともに、医師会をはじめ医療機関や周辺自治体など関係機関との連携を深めながら、メディカルコントロール\*体制をさらに推進し、救急体制の高度化や拡充を

## 第1節 安全・安心に暮らせる環境を整備する

進めます。

一方、消防救急活動はもとより、人材育成なども含め関係機関との連携・協力による広域的な応援体制の充実に努めます。

火災を予防するため、防火対象物や危険物施設への立入検査の強化など防火管理体制の充実に努めます。

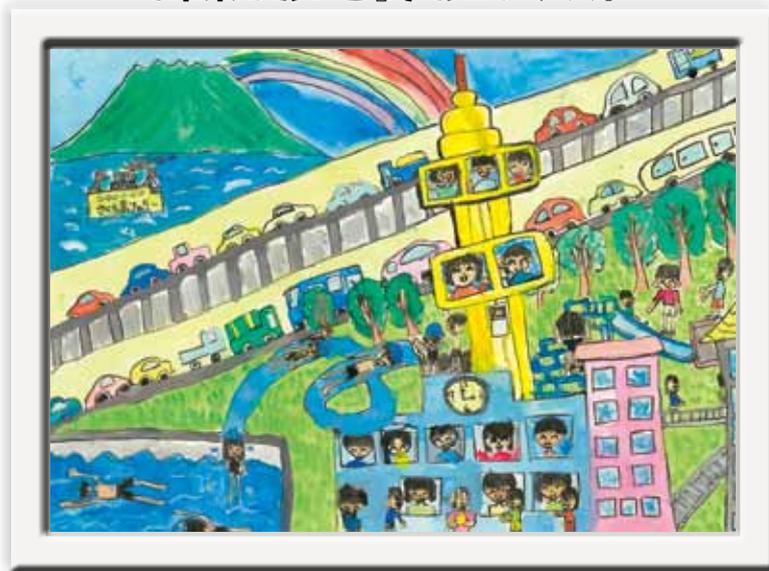
また、防火に関する積極的な情報提供を行うとともに、高齢者などの災害時要援護者をはじめ市民の生命や財産を火災から守るため、住宅用火災警報器および消火器などの住宅用防災機器設置の普及に努め、家庭における住宅防火対策を促進します。

さらに、地域の防災力の強化を図るため、市民の防災意識の啓発を推進し、市民参加による地域ぐるみの自主防災組織の充実に努めます。

## 主要施策の内容

- 消防庁舎の整備の推進
- 消防車・救急自動車などの計画的な更新
- 消防救急無線のデジタル化の推進
- 消防組織の充実・強化
- 救急救命士の養成と救急活動に対する市民意識の啓発の促進
- 火災予防の推進

## 『未来のあいら』ゆめコンテスト



【銀賞】 じこのない明るい楽しいあいら市

始良小3年 宮崎 美華

### 4 防犯・交通安全対策の推進

#### 現状と課題

近年の急速な社会環境の変化に伴う地域社会における連帯感の希薄化や景気低迷による生活不安などを背景として、全国的に社会の秩序や安全を脅かす事件や事故が発生しています。

本市においては、主要幹線道路の整備が進み、市内に5つのJR駅が存在するなど、通勤・通学者などの利便性が高まっている反面、交通量の増加や駅利用者等の増大に伴い、比較的、犯罪や交通事故が発生しやすい状況にあります。

防犯対策としては、特に、JR駅周辺において自転車やオートバイ等が盗まれる窃盗事件が多発しているほか、駅から歩いて帰宅途中の女性を狙った犯罪なども発生していることから、関係機関・団体や市民と協力して自主防犯パトロール活動等を推進するなど、地域ぐるみによる防犯体制の充実を図ることにより、安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。

また、振り込め詐欺や悪質商法など、主に高齢者を対象とした犯罪も後を絶たないことから、広報・啓発活動を積極的に推進し、高齢者の防犯意識高揚に努める必要があります。

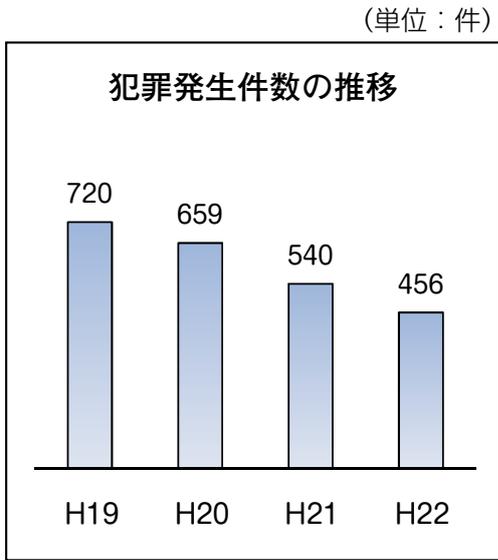
さらに、不審者による幼児、児童生徒に対する声かけ事案も散発していることから、次代を担う子どもたちを犯罪から守るため、通学路防犯灯の整備推進やパトロール活動等の充実と同時に、不審者対応訓練をはじめとした防犯教育の充実を図る必要があります。

交通安全対策としては、社会全体の高齢化に伴い、交通事故死者のうち特に高齢者の占める割合が高くなっていることから、道路交通環境整備をはじめ、対象の年齢に応じた交通安全教育等、高齢者交通安全対策を推進する必要があります。

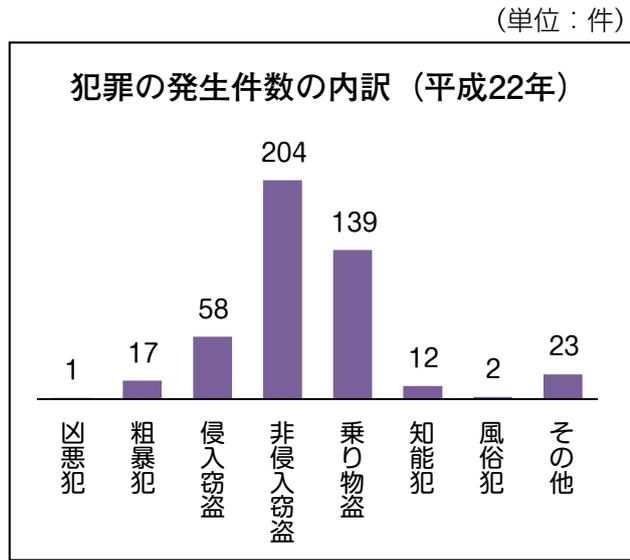


また、他県では集団登校中の児童が多数犠牲となる重大事故等が発生しており、本市においても、幼児、児童等が犠牲となる死亡事故が発生していることから、スクールゾーンを中心とした交通安全施設の整備のほか、子どもに対する交通安全教育はもちろんのこと、すべてのドライバーに対して「子どもの命を守る」運転を訴える必要があります。

## 第1節 安全・安心に暮らせる環境を整備する



資料：始良警察署

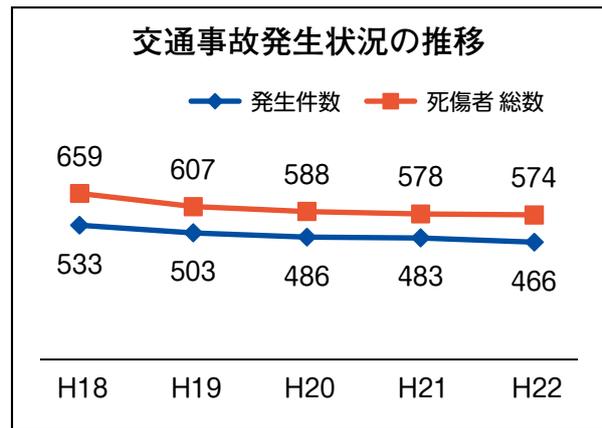


資料：始良警察署

### 交通事故発生状況の推移（単位：件、人）

年次	発生件数	死傷者		
		総数	死亡	重傷・軽傷
H18	533	659	5	654
H19	503	607	6	601
H20	486	588	1	587
H21	483	578	6	572
H22	466	574	4	570

資料：始良警察署



資料：始良警察署

### 基本施策の方向性

安全で安心なまちづくりに関する総合的施策を策定し、市民や事業者等と連携・協力して、犯罪や交通事故のない安全で安心な地域社会の実現を図ります。

特に、子どもや女性、高齢者等に対する防犯対策や、長年放置され危険な状態となっている空き家等に関して、市民からの要望・相談が寄せられていることから、始良市安全・安心まちづくり条例等に基づき、適正な対応を行います。

また、次代を担う青少年の健全育成とともに、犯罪やあらゆる暴力の未然防止・追放、明るく住みよい地域環境の確立等のため、市民自らが行う自主防犯パトロール等の活動に対して、積極的な支援を行います。

さらに、児童・生徒等の安全を確保するため、通学路防犯灯の設置を推進するとともに、自治会が管理する防犯灯についても、その整備を支援（新設・修繕への補助等）し、安全・安心な明るいまちづくりに努めます。

交通安全対策については、道路交通環境の整備や交通安全意識啓発活動等、交通安全

## 第5章 快適で暮らしやすいまち

に関する総合的施策についての基本計画を作成し、その計画に沿って施策の推進を図ります。

道路交通環境整備（道路改良や交通安全施設の整備等）に当たっては、高齢者や障がい者、子ども等、いわゆる交通弱者と呼ばれる方々の安全を確保するとともに、交通事故の発生状況や、市民からの要望等に基づき、効果的かつ重点的に取り組めます。

また、交通死亡事故「ゼロ」を目指し、関係機関・団体と連携して交通安全思想の普及と交通道德の高揚に努めます。

交通安全教育については、幼児から高齢者まで、生涯を通じて身に付けてもらうため、対象に応じた指導を段階的に行うとともに、一方的な指導にとどまることなく、参加・体験型の交通安全教育を行います。

犯罪や交通事故の被害者に対しては、相談体制を確立し、被害者の感情に配慮しながら、その要望に沿った支援活動を行います。

### 主要施策の内容

- 市民自らの手による地域安全パトロール活動の推進
- 防犯灯設置・管理事業による明るいまちづくりの推進
- 子どもや女性のための不審者対応訓練等の実施
- 空き家・空き地等の管理に関わる要望に対する適正な対応の徹底
- 自転車盗難の防止対策や放置自転車対策の推進
- 防犯に関する相談・広報活動の推進
- 犯罪被害者に対する支援の充実
- 交通事故発生状況や市民からの要望に基づく重点的な交通安全施設等整備の推進
- 街頭キャンペーン等、交通安全意識啓発活動の推進
- 幼児・児童や高齢者等、対象に応じた交通安全教育の推進
- 交通事故被害者救済活動の推進

## 5 安心して相談できる体制の充実

### 現状と課題

近年、消費生活の利便性が増すにつれ、消費者被害も増加しています。市民の消費生活における、商品、サービスの販売方法、契約方法の多様化、複雑化に伴い、高齢者や若者が、トラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

訪問販売によるリフォーム工事トラブルやインターネットを利用した取り引きによるトラブル、高齢者への「次々販売\*」、「架空請求」等の被害に関する相談は後を絶ちません。また、「ヤミ金融」や多重債務に関する相談も深刻な問題となっています。

このような中、平成21年9月に、消費者行政を一元的に担う消費者庁が設置されるとともに、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するための消費者安全法も施行されました。さらに平成21年12月の改正特定商取引法等の施行、平成22年6月の新貸金業法の施行により、国による事業者の規制強化も進んでいます。

本市では、消費者問題に対処するため、平成23年9月に始良市消費生活センターを設置し、消費者行政の体制整備、拡充等を図っています。

消費生活センターでは、消費者被害を防ぐため、相談体制を充実・強化するとともに、消費生活情報の提供などの取り組みを推進し、人にやさしい安全なまちづくりに努めています。

また、近年、健康問題（こころの問題）はもとより、経済・生活問題、職場の問題、家庭や地域の問題など、社会におけるさまざまな問題が複雑に絡み合った相談が増加傾向にあります。

このような状況の中、市民のさまざまな相談にできるだけ迅速に対応するため、関係機関との連携および協力の下、的確な助言や調整を図る必要があります。



市消費生活センター

## 第5章 快適で暮らしやすいまち

### 相談の状況 (平成22年度)

(単位：件)

項 目	相談件数
各種相談の日程問合せ	9
相続関係	24
隣家トラブル	18
金銭トラブル	14
生活環境	43
動物関係	1
女性問題	10
離婚問題	15
生活援助	22
行政相談	12
法律相談	44
土地・建物相談（登記等）	5
雇用・労働関係	7
税務相談	4
住宅修繕相談	1
多重債務	19
その他	96
小 計	344

項 目	相談件数
安全・衛生	1
品質・機能役務	2
法規・基準	16
価格・料金	34
計量・量目	0
表示・広告	2
販売方法	4
契約・解約	80
接客・対応	13
包装・容器	0
施設・設備	0
買物相談	2
生活知識	1
その他	17
小 計	172
合 計	516

資料：市民課

### 基本施策の方向性

複雑化・多様化する消費生活問題に適切・迅速に対応するため、行政機関相互の連携の強化を図り、消費者目線による相談を推進し、消費者被害の未然防止・拡大防止や早期救済に向けた取り組み、悪質商法への対策などを進めます。

また、消費者の被害を防ぐための消費生活講座や各種広報により、適切な消費者情報の提供に努めるとともに、若年層から高齢者までの幅広い年齢層に応じた消費者教育の充実を図ります。

さらに、関係機関と連携しながら、日常的に抱える問題や悩み等の相談に迅速に対応し、的確な助言を行い、できるだけ1か所の相談窓口で問題が解決するようにする「ワンストップサービス」を目標とした行政サービスの向上を図ります。

### 主要施策の内容

- 消費生活相談体制の充実と強化
- 安全・安心な消費生活の確保のための情報提供・教育・啓発の推進
- 関係機関との連携による消費者行政の総合力の向上
- 悩みごと相談等への体制の充実と関係機関との連携の強化
- ワンストップサービスを目標とする行政サービスの向上

## 第2節 交通・情報通信基盤を整備する

### 1 交通環境の整備・充実

#### 現状と課題

本市は、広域幹線道路の一般国道10号を東西の骨格軸として、主要地方道川内加治木線、同栗野加治木線、同伊集院蒲生溝辺線、同隼人加治木線等があり、周辺市町とを結ぶとともに、広域自動車交通軸として九州縦貫自動車道、隼人道路があり、加治木インターチェンジ、始良インターチェンジが供用され、広域的な高速利便性が高まっています。

しかし、一方では、利便性の良さが逆効果となり、商業や行政機能等の広域化や統合等の波を受け、都市の活力を失うことがないように、新たな交通網を構築し、交流人口を増加させ、経済的な活性化を図ることが必要となっています。

そして、交通・通信の高速化に伴い、都市活動の領域は拡大し、市民や企業の生活圏・経済圏は広域化しつつあり、近隣地域が相互に連携しながら、一体的な地域づくりを進めることが必要となっています。

広域幹線道路の恩恵を市内全域に及ぼすため、地方部と都市部だけではなく、地方部相互の利便性の向上を図る必要があります。

また、都市計画道路は、計画決定後長期にわたり整備されず、決定時の状況と環境が著しく変化しており、見直しが必要となっています。

市内にある5つのJR駅の1日当たりの乗降客数は、1万人を超えており、駅の利用者の利便性や安全性の向上を図るため、駅前道路と周辺道路の整備を推進する必要があるとともに、市街地の再開発につながることも期待されています。



一方、既存の道路の中には、近年の局地的大雨に対応出来ず短時間の冠水を繰り返している箇所もあり、速やかな道路排水対策が必要となっています。

また、道路の維持管理については、経年劣化による道路損傷の増大や、多様化する要望により迅速な対応が困難な状況にあります。

橋りょうについては、寿命を50年と想定した場合に、架け替えが必要となるものが一斉に出てくることから、早期に予防的な修繕を計画的に進めることで、長寿命化を図ることが必要となっています。

## 第5章 快適で暮らしやすいまち

### 道路の状況

(単位：m、%)

項目	路線数	実延長	改良済延長	未改良延長	舗装率		砂利道延長	
					延長	舗装率		
国道	1	15,645	15,645	0	15,645	100.0	0	
県道	16	120,840	82,698	38,142	120,840	100.0	0	
市道	1,446	687,829	420,440	267,389	615,536	89.5	72,293	
高速道路	九州縦貫自動車道	1	13,499	13,499	0	13,499	100.0	0
	隼人道路	1	1,217	1,217	0	1,217	100.0	0

平成22年4月1日現在

資料：土木課、始良・伊佐地域振興局建設部  
西日本高速道路(株)

### 橋りょうの状況

(単位：橋、m)

項目	総数		永久橋		木橋	
	橋数	延長	橋数	延長	橋数	延長
国道	14	971	14	971	0	0
県道	64.5	2,303	64.5	2,303	0	0
市道	295.5	4,613	295.5	4,613	0	0

平成22年4月1日現在

資料：土木課、始良・伊佐地域振興局建設部

### 鉄道の利用状況（1日当たりの乗降客数）

(日豊本線（財部～鹿児島間）)

(単位：人/日)

項目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
加治木駅	3,660	3,526	3,421	3,274	3,236
錦江駅	1,152	1,101	1,118	1,051	1,091
帖佐駅	2,715	2,720	2,617	2,524	2,510
始良駅	2,007	1,969	1,992	2,023	2,020
重富駅	1,220	1,170	1,185	1,210	1,159
国分駅	4,724	4,724	4,890	4,921	4,967
隼人駅	3,723	3,711	3,773	3,649	3,562
鹿児島駅	3,483	3,354	3,357	3,341	3,347

各年3月末日現在

資料：JR九州鹿児島支社

### 基本施策の方向性

九州縦貫自動車道からの市街地へのアクセスを向上させるために、桜島サービスエリアにスマートインターチェンジ\*の設置を推進し、広域交流機能拠点を目指します。

また、国道10号およびバイパスの全線4車線化の早期完成を推進していきます。

市街地の地域活性化を支える幹線道路網の整備を進めるとともに、地域の活性化を誘

導していくため、広域幹線道路と広域幹線道路を結ぶ都市幹線道路、地方部と地方部を結ぶ地区生活幹線道路の整備を推進します。

その一環として（仮称）山田口・木田線（中部地域横断道路）の新設により、米山交差点等の渋滞解消と歩行者の安全を図り、交通アクセスの向上と周辺の遊休農地等の利活用を促進し、地域活性化を図ります。

また、始良地区松原から加治木地区須崎へ架橋することにより、須崎地区の土地利用の拡大と松原地区周辺の公の施設の充実を図り、市民の交通利便性の向上や国道10号の機能の補完、近隣地域の相互連携や観光展望所としての機能を付加するなど、一体的な地域づくりを検討します。

市内の5つのJR駅周辺は、市民の利用傾向に対応した駅前道路と周辺道路の整備を推進し、特に帖佐駅前・始良駅前の整備を積極的に促進していきます。

一方、地球温暖化や大気汚染等の抑制のため、鉄道駅への交通の利便性を向上させ、公共交通機関の鉄道駅への乗り入れを推進するとともに、駐輪場等を整備し自転車等での利用促進を図り、低炭素社会\*を目指します。

また、安全・安心な道路を目指し、パトロールおよび維持作業を行い、道路交通の安全確保に努めます。

さらに、橋りょうの修繕計画を策定し、計画的かつ予防的に修繕することで橋りょうの長寿命化を図ります。

### 主要施策の内容

- 桜島サービスエリアにスマートインターチェンジの設置およびアクセス道路整備の推進
- 国道10号およびバイパスの全線4車線化の早期完成の推進
- 長期未着手計画道路の見直し
- 都市計画道路整備の推進
- 中部地域横断道路の整備促進（（仮称）山田口・木田線の新設）
- 始良地区松原から加治木地区須崎への橋りょう整備の調査研究
- 菖蒲谷線、柊野線、木田本通線整備の推進
- 岩原本通線の道路排水路整備の推進
- 始良駅前通線整備の推進
- 帖佐駅前の整備促進
- 道路パトロールの強化
- 橋りょう長寿命化修繕計画の策定
- 橋りょう補修の計画的実施の推進

### 2 公共交通網の維持・強化

#### 現状と課題

本市には、5つのJR駅があり、今後、鉄道利用促進を図るため、まちの玄関にふさわしく、本市の「顔」となる鉄道駅の整備や駅前広場のバリアフリー\*化、駅前広場周辺の道路整備や安全な歩行空間の確保を図ることで、周辺のまちなみに活気が戻る施策を推進する必要があります。

またJR等の交通結節点の活性化に併せて、物流拠点および産業拠点としての加治木港の機能維持、環境強化を推進する必要があります。

バス等の公共交通については、民間の公共交通事業者が地域公共交通を支えてきましたが、自家用車への依存傾向が高まり、それに伴って公共交通の利用者が減少しています。

その結果、運行路線の減便や廃止、運賃の値上げなどのサービス水準の低下を引き起こし、公共交通事業者の経営努力にも限界があり、利用者の多様なニーズの確保は難しくなってきました。

本市においても、運行路線の廃止に伴い、生活路線として市の委託や補助によってバスの運行が維持されている地域もあります。

また、都市部においては、鹿児島市と蒲生地区を結ぶ路線と、鹿児島市と始良市、霧島市を結ぶ路線の大きく2系統のバス路線やタクシー、JR等が充実しています。

このように、本市の公共交通は、民間事業者の路線バスやタクシー、JR等が共存し、また、市も財政負担を行って、地域交通を支えています。

しかし、市民の日常的な生活圏は拡大する傾向にあることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方を踏まえ、多様化するニーズに適確に対応した、運送サービスの提供が求められています。

このような状況の中、市や地域住民、事業者やその他の関係者も積極的に公共交通をサポートしていくなど、地域全体で取り組んでいくことが必要で、市としても少子高齢化や生活スタイルの変化等、状況の変化に柔軟に対応できる仕組みづくりの旗振り役となって、公共交通の運行の在り方に関与していくことが必要となっています。

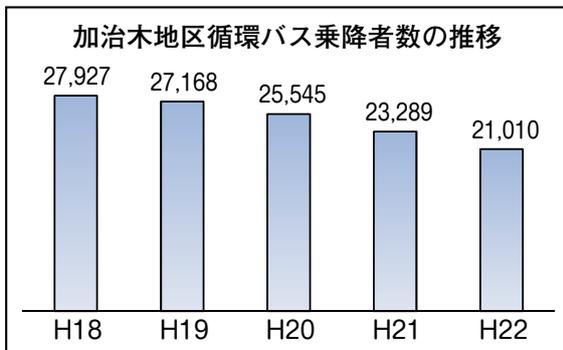
### 始良市コミュニティバス路線別乗客数の推移

(単位：人)

項目	H18	H19	H20	H21	H22
加治木地区循環バス	27,927	27,168	25,545	23,289	21,010
蒲生地区巡回バス	5,046	4,865	5,197	5,272	5,041
蒲生町大山地区乗合タクシー	1,515	1,531	1,184	1,840	1,671
上名地区乗合バス	2,183	2,183	1,771	1,545	1,537
ふるさとバス	9,932	8,777	8,495	7,432	6,269
合計	46,603	44,524	42,192	39,378	35,528

資料：企画政策課

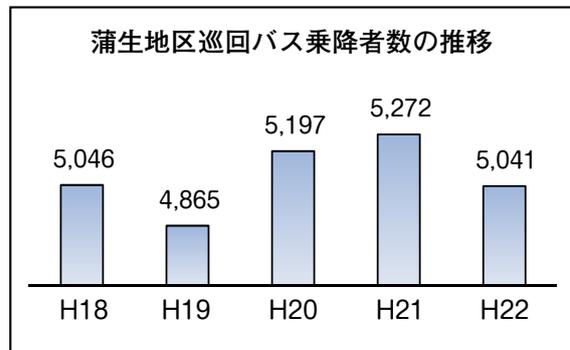
(単位：人)



資料：企画政策課

(単位：人)

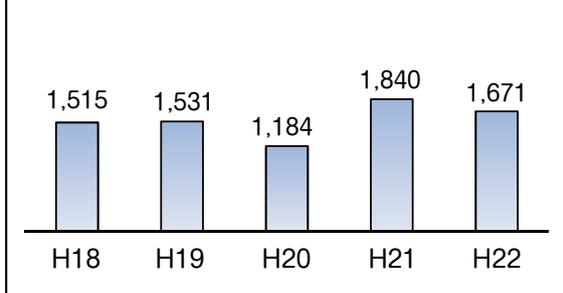
(単位：人)



資料：企画政策課

(単位：人)

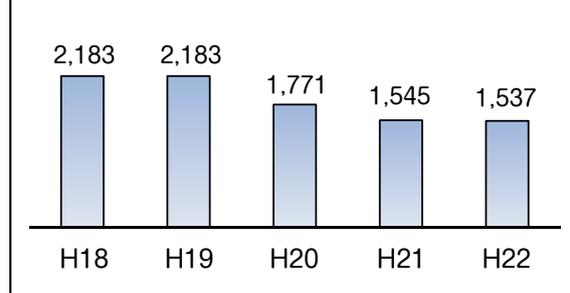
### 蒲生町大山地区乗合タクシー乗降者数の推移



資料：企画政策課

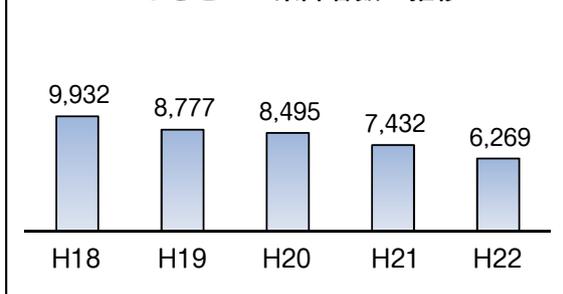
(単位：人)

### 上名地区乗合バス乗降者数の推移



資料：企画政策課

### ふるさとバス乗降者数の推移



資料：企画政策課



### 基本施策の方向性

超高齢社会\*や省エネ社会においては、誰もが快適にまちに出て活発な活動ができるようにバスや鉄道などの公共交通機関と連携し、自動車、自転車、徒歩等のそれぞれの特性を最大限に活かし、身近な公共交通施設とをつなぐことにより、公共交通を利用しやすい環境整備とソフト面を重視した公共交通機関の機能強化等を図ります。

そのため、日常生活に必要不可欠な交通手段の確保を図るとともに、特に高齢者、障がい者など、交通弱者の円滑な移動のための施策として、歩道の段差解消や公共的施設等のバリアフリー化を推進します。

また、暮らしやすいまちづくりのため、交通弱者の利便性を高めるため、交通の便が不足する地域の巡回バス等を充実させるなど、地元商店街等をつなぎ、地域の発展を図ります。

そのため、地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査や地域の要望に即した乗合運送サービス等の運行形態、サービス水準、運賃等について、それぞれの地域の実情に合った公共交通の検討を行い、効率の良い運行形態の確保を図ります。

また、駅前周辺や主要公共施設等に案内看板や情報板設置を検討するなど、公共交通機関の利用拡大を推進します。

さらに、物流拠点および産業拠点としての加治木港の機能維持、環境整備を県と連携を図りながら推進します。

### 主要施策の内容

- 駅舎および駅前広場整備の検討
- 駅周辺の交通環境整備の推進
- 駅周辺および鉄道駅等のバリアフリー対策の推進
- 案内看板・情報板整備の検討
- 公共交通機関の連携強化
- 地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査の実施
- 地域公共交通会議等による、地域の実情にあった公共交通の検討
- 住民ニーズに合った公共交通システムの拡充

### 3 情報通信基盤の整備と利用促進

#### 現状と課題

市内では、光通信などのいわゆるブロードバンド\*が普及するにつれ、整備の進み具合により高速通信を利用できる地域と利用できない地域との情報格差が生じていました。そのため、本市のブロードバンド・サービス未提供地域の解消と当該サービスの利活用促進を図るため、平成23年度に高速通信を利用できない地域へのブロードバンド環境の整備を行いました。

また、平成23年7月24日に地上デジタル放送に全面移行となりましたが、本市においても、電波の特性の違いなどにより、アナログ放送では受信できていたものが、デジタル放送では受信できない世帯・地域等が生じており、その地域は「新たな難視地区」として指定されています。

今後は、暫定的かつ緊急避難的な措置として衛星を通じ、地上デジタル放送を再送信して暫定的難視聴解消の対策を実施していますが、「新たな難視地区」解消のための恒久的な対策が必要となっています。

また、携帯電話は、今や固定電話と同じように日常生活に浸透しているほか、災害時や緊急時の通信手段としても重要な役割を担っています。

本市においては、民間事業者による整備が進み、携帯電話サービスが提供されていない地域、集落等を含むいわゆる不感地域はほぼ解消されています。

しかし、一部の事業者の携帯電話では、不感地域となるところがあり、この解消へ向けた取り組みが必要となっています。

#### 基本施策の方向性

地域の情報化に向けて、ブロードバンド環境の整備を行った地域において、インターネットの加入と利用促進に努めます。

また、パソコンを持たない市民へも等しく情報化の配慮が必要であり、誰もが容易に利用できる公開パソコンの総合支所等への設置を検討します。これらの公開パソコンは、高齢者や障がい者にも対応したシステムを検討し情報教育の推進とユビキタス社会\*への移行を図ります。

一方、デジタル放送移行後は、「新たな難視地区」の対応について、総務省の施策に基づき、九州総合通信局等と調整しながら、暫定的難視聴対策終了の平成27年3月までに、高性能アンテナ等の取り付けや共聴施設新設等の地上系による恒久的対策など、きめ細かな支援・対応に努めます。

さらに、一部の事業者の携帯電話では不感地域となる場所があることから、それらの解消への取り組みとして、今後、エリア整備の動向や市内の不感地域に関する情報など

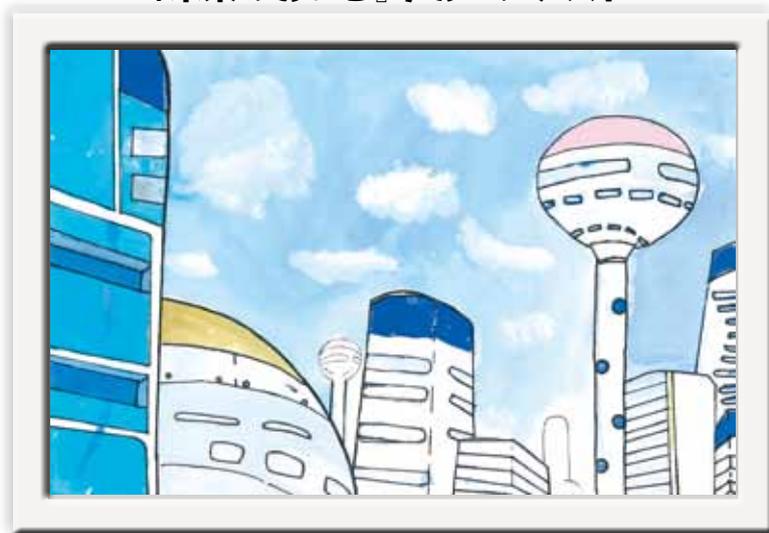
## 第5章 快適で暮らしやすいまち

について、適宜調査し、携帯電話事業者に対して、不感地域の解消が進むよう、継続的に働きかけを行います。

### 主要施策の内容

- 地域情報化の推進
- 公共施設間の情報ネットワークの構築
- ユビキタス社会への移行促進

### 『未来のあいら』ゆめコンテスト



#### 【銀賞】未来都市始良

重富中1年 牧元 翔太郎

## 第3節 魅力的な生活空間を整備する

### 1 良好な住宅環境の整備

#### 現状と課題

本市では、自然との共生を優先し、便利さを求めない暮らし方、市街地の中で便利さと効率を求める暮らし方などが混在しています。

特に市街地の住環境は、人為的で人工的なものであることから、人が管理し続けなければならない環境です。

その在り方は、市街地に住む人の動線だけでなく、市街地の外からサービス提供をする消防・救急などの緊急車両やごみ収集車等の動線も考慮したものとすることが肝要です。

その手法として、土地区画整理事業は、都市基盤・生活基盤施設と良好な宅地供給を一体的に整備改善できることから、健全な市街地の形成、良好な住環境の整備に最適な事業です。

加治木・始良地区における既成住宅地や市街地の安全・安心なまちづくりについては、暮らしやすさを追求する手段として土地区画整理事業の推進が有効であり、地域住民のニーズに沿った整備を推進する必要があります。

土地区画整理事業は、事業期間が長期にわたること、事業費も多額の経費を要することから、関係機関と十分協議を行い、市民の賛同を得ながら計画を進めていく必要があります。

一方、市民の自然との共生など将来的住環境への要請に呼応するため、安心して住み続けられる居住地域の創成についても模索していく必要があります。

防災対策については、新耐震基準などに適応していない住宅や建築物があり、適正な整備が求められています。

また、適正な維持管理がされていない住宅や工作物、空き地等があり、防災上や衛生的にも適正な管理が求められるとともに、緊急車両の通行が困難な狭あい道路があり、適正な改修が求められています。

がけ地に近接した危険住宅が中山間地域に点在していますが、住民の高齢化や移転地の確保が困難なため移転事業が進展していないのが現状です。

住宅や施設などのバリアフリー<sup>\*</sup>化については、ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の理念に基づくバリアフリー改修が求められています。

市営住宅については、民間事業者と競合することのないように、地域の活性化に資する整備を進めていく必要があります。

なお、老朽化した市営住宅の維持管理についても、公営住宅等長寿命化計画に基づいて、取り組む必要があります。

## 第5章 快適で暮らしやすいまち

また、児童数の減少に悩む各小学校の維持・存続と地域の活性化を図るためにも、若年層が定住する施策が望まれており、北部地域の集落においては、点在する空き家が多く、集落の活性化等を図るためにも、その利用促進が求められています。

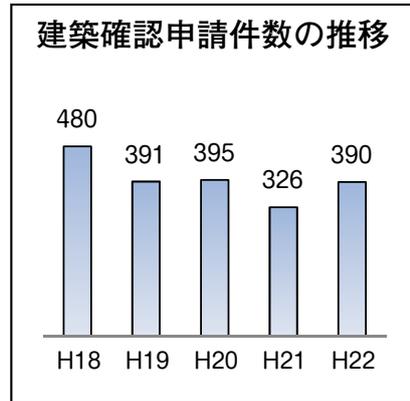
### 建築確認申請件数

(単位：件)

項目	総数	専用住宅	併用住宅	その他
平成18年度	480	352	10	118
平成19年度	391	278	4	109
平成20年度	395	294	3	98
平成21年度	326	258	3	65
平成22年度	390	323	9	58

資料：建築住宅課

(単位：件)



資料：建築住宅課

### 公営住宅の状況

(単位：戸)

項目	総数	構造別住宅			
		木造	低・中層耐火	準耐火	高層耐火
総数	2,205	221	1,618	330	36
県営住宅	756	44	676	0	36
市営住宅	1,449	177	942	330	0

平成23年3月末現在

資料：建築住宅課



市営住宅

### 基本施策の方向性

宅地の利用と都市基盤施設の整備改善を図るため、計画的な土地区画整理事業を推進します。併せて、交通安全の確保や狭あい道路の解消などのため、道路改良事業により適正な道路整備を推進します。

また、地域間を結ぶ新たな道路の整備により、交通結節機能の強化や生活道路の系統的整備を図り、道路ネットワークの形成に努め、さらに住環境としての利便性を向上させるとともに、民間の宅地開発等も活用して住環境整備が図られるよう努めます。

災害に強い住環境づくりについては、地震、台風に対して安全・安心な建築物にするため、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、耐震化を促進するとともに、がけ地近接等危険住宅移転事業の啓発を促進します。

住宅および住環境の改善については、バリアフリー改修やリフォームに対する支援や、空き家、空き地管理運用システムを創設します。

また、存続が危ぶまれている中山間地域等への支援対策として、同地域において新築または改築を行う転入者等に対し助成を行い、さらに、児童数の減少に悩む地域においては、主に若年層を対象とした集合住宅団地を整備するほか、若年層の新築または家屋の購入に対し、支援を行い、各小学校の維持・存続と地域活性化につながるよう努めます。

一方、主に北部地域の集落に点在する空き家の利活用と地域の振興を図るため、NPO\*などの民間活力の活用促進を図ります。

### 主要施策の内容

- 土地区画整理事業の促進
- 耐震診断および耐震改修への積極的支援
- がけ地近接等危険住宅移転事業の促進
- リフォーム改修に対する積極的支援
- 道路改良事業の推進
- 空き家、空き地管理運用システムの創設
- 若者定住促進住宅の建設（山田地区、永原地区）
- 集落活性化助成制度の創設（存続が危ぶまれる中山間地域等への支援策）
- 若者定住助成制度の創設（児童数減少対策としての若者定住への支援）

### 2 美しいまちなみと公園、緑地の整備

#### 現状と課題

本市は、北側の丘陵・山地と南側の鹿児島（錦江）湾と桜島の豊かな自然環境に囲まれ、歴史を感じる指定文化財等と調和した美しいまちなみが守られ、雄大な眺望と歴史環境や景観に恵まれたすばらしい環境を有しています。

また、市街地には、日木山川、網掛川、別府川、思川などの河川が流れるとともに、国道10号等の幹線道路は緑化が進んでおり、緑豊かな市街地が形成されてきました。

しかし、これまで行われてきた宅地開発の計画の中に、あまり緑地の形成を意識した空間形成が行われてこなかったことから、結果として市街地の緑地は徐々に減少して身近な自然景観も変化しつつあります。

また、幹線道路の隣接地に集客を目的とした屋外広告物も乱立する傾向にあり、景観的に周辺施設等と不釣り合いな広告物も増えつつあります。

このような景観の変化に適切に対応して、良好な景観を守り、育成していくため、景観形成の方針を定めるとともに、景観形成の意識づくりと仕組みづくりを進めていくことが課題となっています。

そのような中で、公園緑地は、その果たす役割が近年の生活様式の変化に伴い多様化しており、都市の防災性・安全性の確保、良好な都市景観の形成、市民の多様な余暇活動を支える場の提供など大きな役割を果たしています。

本市は、北部には豊かな自然が残り山林・緑地が形成されていますが、南部では、緑地の少ない市街化が進んでいます。その中に、一般に公園と呼ばれるものが約150か所あり、市街地の中で緑を提供するエリアとしての役割を果たしています。

この公園も、公園利用の視点からすると、高齢者の体力づくりや子ども達が健全に成長するための場所としては不足しており、新たに整備する必要があります。

既存の公園がある地域においても開園から10年以上を経過した公園も相当数あり、施設の劣化が進んでおり、施設の機能保全や安全性確保に対する取り組みも重要な課題となっています。

また、高齢者や障がいのある人も容易に利用できるように、公園の園路や広場、駐車場、トイレ等のバリアフリー\*化が求められています。

特に公園のトイレは、その衛生面や利便性の向上を図るうえからも、その水洗化は喫緊の課題となっています。

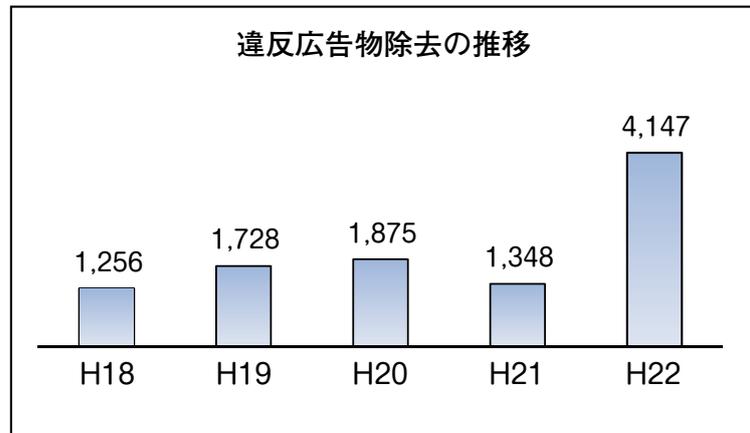
公園の設置状況 (単位:箇所)

種別	公園数	
都市公園	街区公園	31
	近隣公園	2
	地区公園	2
	総合公園	1
その他公園	99	
合計	135	

平成23年10月1日現在

資料：都市計画課

(単位：件)



資料：都市計画課

### 基本施策の方向性

自然や歴史資源を活かした美しい環境を守り育てていくため、ふるさとに誇りと愛着を持った景観づくりに対する市民の意識を高めるとともに、景観形成のルールづくりに取り組みます。

また、自然公園等の緑豊かな自然環境や巨樹、すばらしい自然海岸や名勝、史跡などの観光拠点を保全して、市民にやさしい景観づくりを進めます。

さらに、幹線道路沿道の統一感のある街路樹や違反広告物の除去等による沿道景観、良好な住宅地や建物に調和した景観の形成、農地や森林等と調和した集落景観の保全など、本市の特色ある景観形成のための計画等を検討していきます。

また、本市の歴史的・文化的雰囲気溢れた武家屋敷、石垣や生け垣、石蔵、石畳などを観光資源として活用し、住宅地における自然の保全や緑化とともに、歴史資源と調和した表情豊かなまちなみの保全・形成を行うため、公共案内板や情報板等の公共情報発信施設については、統一した配置・配色および形状等による整備に努めます。

公園については、さまざまなニーズに対応した公園整備の推進を図るため、地域の実情を十分に把握するとともに、特色のある公園づくりに取り組みます。

その際、新規に設置する公園については、おおむねの位置や規模について具体的な配置基準を定めるなど、整備の方向性が市民にわかりやすいようにすることに努めます。



## 第5章 快適で暮らしやすいまち

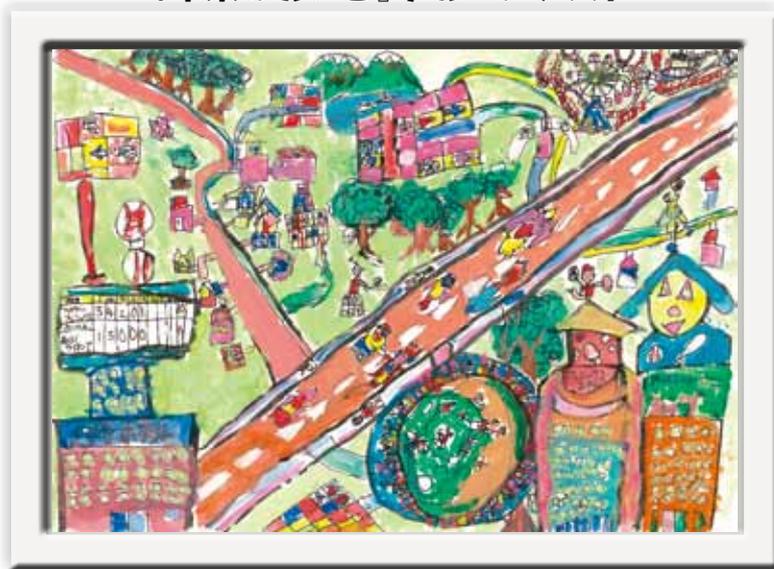
また、既存の公園に対しては、公園の利用状況、ニーズ、施設の劣化の状況を確認しながら、公園の健全度調査を行い、安全性の確保およびライフサイクル縮減の観点から、予防保全的管理によるバリアフリー化・長寿命化対策に取り組めます。

緑地の整備については、緑地の保全や緑化について一定の目標を定めることにより、緑地の保全および緑化推進のための施策の計画的かつ効率的な実施を図っていきます。

### 主要施策の内容

- 景観の保全と創造に向けた計画の策定
- 都市公園のトイレの水洗化の推進
- 公共事業によるランドマーク\*の形成
- 景観的に統一感のある案内板整備の推進
- 歴史的な景観、まちなみの保全の推進
- 緑の基本計画の策定
- 公園施設長寿命化計画の策定

### 『未来のあいら』ゆめコンテスト



#### 【金賞】 楽しいあいら

加治木小5年 市来 吉仁

### 3 安定した飲料水の供給

#### 現状と課題

本市の上水道事業による送水管・配水管等の内、法定耐用年数（40年）を超える老朽管路は、管路総延長の約10%を占めており、漏水事故が後を絶たない状況となっています。

また、平成22年度末の上水道給水区域内の人口は71,347人で、そのうち、給水をしている人口が71,231人となっており、給水普及率は99.8%でほぼ全家庭に給水をしています。

しかし、配水管が布設されていない公道もあり、現在老朽管の布設替えとともに、配水管の新設工事を計画し、普及率100%を目指している状況です。

今後は、飲料水の一層の安定供給のため、水道施設の適切な維持管理による施設の延命化を図りながら、地震・台風等による災害にも対応した改良・更新を行い、安定・持続的な供給を行うための水道システムの再構築を行う必要があります。

水源の確保については、平成20年度から3年間試掘をした重富地区の水源調査の結果が良好であり、今後は、この良質な水源を利用する計画を進めることが必要です。

また、ほかの地区においても水源の探査を行い、災害や水需要の変化等、いかなる状況にも対応できる水源を確保することが求められています。

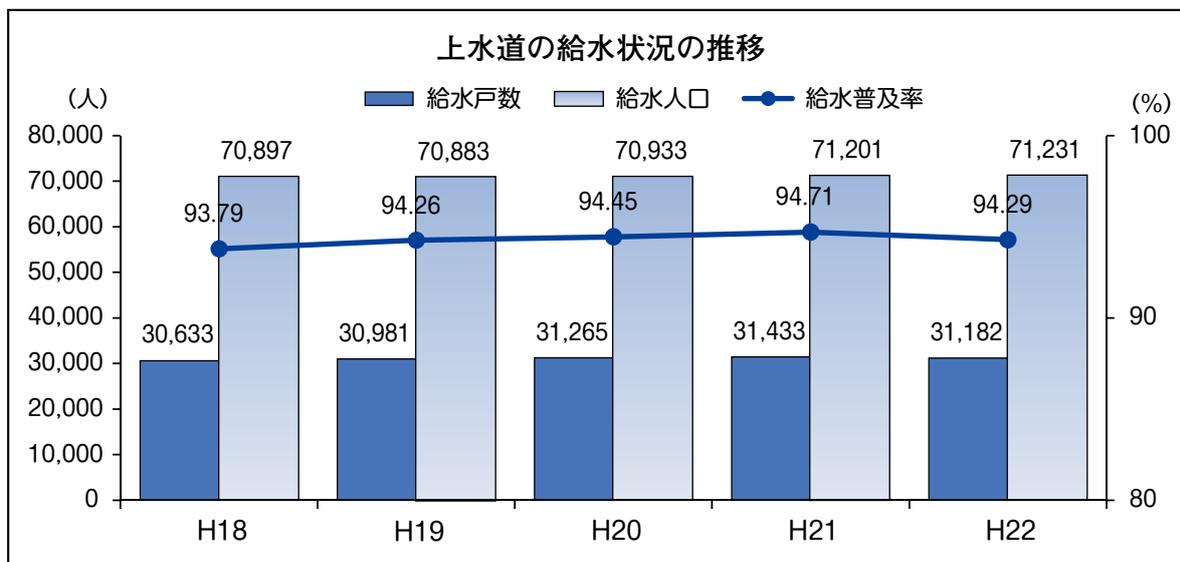
経営面においては、水道利用者の生活様式の変化に伴い、節水意識の向上や節水型機器の普及により水の需要が抑えられ、料金収入が伸び悩んでいることもあり、更新時期を迎えている水道施設を補修・補強するために必要な資金の確保等、水道事業を取り巻く経営環境の変化への柔軟な対応が求められています。

さらに、合併時に生じている水道料金の格差解消に向け、施設整備計画を見据えた料金の統一を急ぐ必要があります。

また、今後ますます高度化する水道事業を維持管理していくには、新たな人材育成制度による「水道業務経験年数度」の高い職員の育成や、技術の継承および技術専門職員の確保が必要となっています。

一方、給水区域外の非公営の小規模水道については、組合員の高齢化等により維持管理に支障を来し、水質面でも危惧される施設も見受けられることから、公営水道への加入の要望も一部にはありますが、水源の確保、地形の高低差、給水区域からの距離が長いなどの問題を抱えており、事業費高騰のため公営水道の給水区域拡張の阻害要因となっています。

今後は、簡易水道等の統合計画の推進を図り、計画策定に併せ給水区域の見直しを行い、水道未普及地域の解消を図りながら、非公営の小規模水道については、可能なところから段階的に公営水道への加入を図る必要があります。



資料：水道事業部管理課

### 基本施策の方向性

本市の水道の整備は、「始良市水道事業地域水道ビジョン」に基づき事業を展開します。

施設の整備・更新、水質改善事業等の計画の策定は、未普及地域解消、浄水場や配水池の耐震化、配水管網整備（耐震化を含む）に併せて行います。

また、災害に対応できる水道事業を構築し、災害による施設や管路の想定被害に対して、生命線としての機能の確保を図ります。

水源の確保については、重富地区の良質な水源を利用するなど、水質的に安定している深層地下水の開発を重点として、湧水等の開発も含め、水質・水量の両面から水源開発を推進し、安心・安全な飲料水を供給することにより給水普及率 100%を目指します。

水道料金については、合併前の旧 3 町ごとの料金体系となっているため、費用負担の公平性確保の観点から、また、施設の整備・更新・耐震化等の事業費を確保するため、早い段階での料金の統一を図ります。

また、今後ますます専門化していく水道事業を維持管理できる経験豊富な技術職員を確保するため、講習会への参加、人材育成の在り方の見直し、新たな水道技術の導入等により、水道事業の技術基盤の強化を図るとともに、第三者委託\*の実例や導入の手続き等について十分に調査するなど、導入についての検討を行います。

非公営の小規模水道および給水区域外の無水源地域については、行政サービスの平等性の立場からも、健康な生活が維持できる正常な生活用水の供給を推進するため、公営水道への加入の可能性を検討し、簡易水道も含めた統合計画を策定するとともに、水道の普及および拡張を推進し、本市全域の給水普及率 100%を目指します。

## 主要施策の内容

- 水道水のより一層の安全性向上（浄水処理方法の見直し等）
- 老朽管の布設替え、新設工事による管路網の整備および耐震化（連絡管・ブロック化）の推進
- 良質な水質の水源開発と水源利用計画の推進
- 簡易水道等の統合による給水区域の整備・拡張の推進
- 非公営小規模水道等の公営水道加入の推進
- 老朽化した水道施設の更新・耐震化の推進
- 応急給水、応急復旧体制の充実
- 事業実施に伴う水道料金の統一や料金改定の実施
- 第三者委託導入の検討
- 技術基盤の強化（技術職員の確保等）

## 『未来のあいら』ゆめコンテスト



【金賞】 りゅう門の滝  
柁城小3年 吐師 ちより

### 4 下水道等施策の促進

#### 現状と課題

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図り、安心で安全、衛生的な市民生活を確保するうえで重要な社会基盤です。

本市は鹿児島（錦江）湾奥に位置しており、鹿児島（錦江）湾の水質保全のため、生活排水対策は欠くことのできない課題です。

近年、地域住民・NPO\*や各団体等による海岸・河川の浄化活動の取り組みをはじめとして、合併処理浄化槽\*の普及などにより海岸や河川の水質は改善の兆しが見られるものの、本市の汚水処理人口普及率は56.9%と、全国平均と比較して30ポイント、鹿児島県平均と比較しても13ポイント下回っています。

また、鹿児島県では、鹿児島（錦江）湾の水質や水辺環境を良好に保全するため、「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念として「鹿児島（錦江）湾ブルー計画」を策定・推進しており、同計画の対象地域は、鹿児島（錦江）湾の6市2町（鹿児島市・鹿屋市・指宿市・霧島市・垂水市・始良市・錦江町・南大隅町）となっています。

併せて、県が指定している「生活排水対策重点地域\*」に、鹿児島（錦江）湾奥の4市（霧島市・垂水市・始良市・鹿児島市）が地域指定されています。

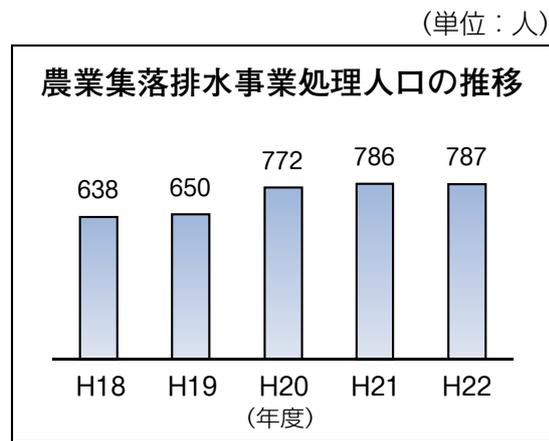
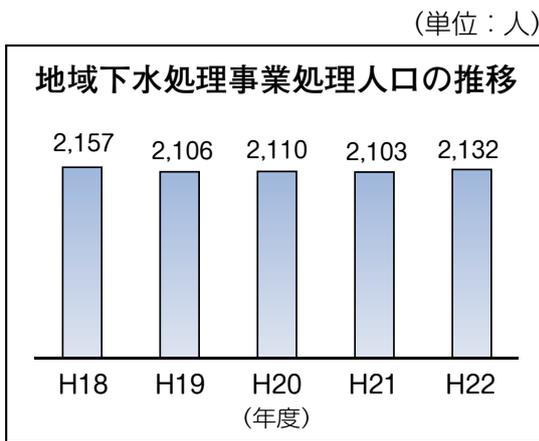
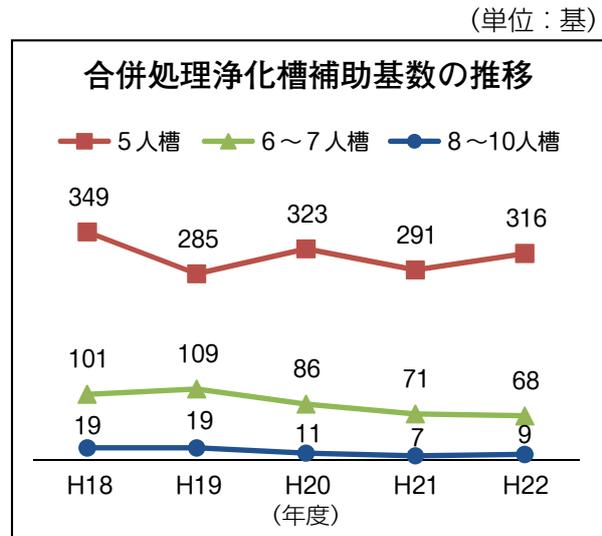
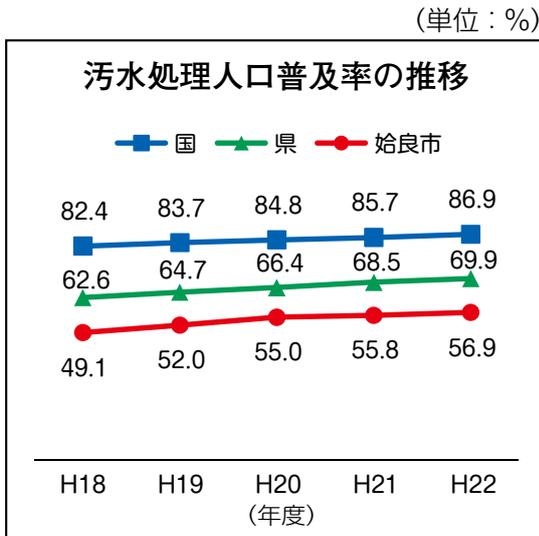
このようなことから、鹿児島（錦江）湾の水質や水辺環境を将来にわたって良好に保全するため、業務推進体制の充実や財源確保を図りながら、各生活排水処理施設整備を着実に推進するとともに、施設の維持管理の効率化に努めることが必要です。

本市の生活排水対策は、始良地区と加治木地区の都市計画用途地域を対象に公共下水道を実施するために「始良町・加治木町下水道協議会」を設置し、事業実施の行程である基礎調査を昭和63年に終え、基本計画の策定まで終了していましたが、事業実施されることなく、合併と同時に協議会は解散されました。

しかし、鹿児島（錦江）湾奥に居住する者として、水質の保全を図る責務があります。

現在、本市においては合併処理浄化槽の普及率が高くなっていますが、生活排水については、地域の特性に応じた排水処理の方策について調査・検討を行い、下水道、農業集落排水事業\*、合併処理浄化槽等を組み合わせた整備区域の制定、将来人口を見据えた適切な下水道区域の設定が求められています。

## 第3節 魅力的な生活空間を整備する



### 基本施策の方向性

#### (1) 経済性の確保

地域ごとに集合処理（下水道、農業集落排水）と個別処理（合併処理浄化槽）の経済比較を行い、原則として経済的な施設整備につながるような処理区域を設定します。

また、民間開発団地内の汚水処理施設の管理運営や処理区域の検討および老朽施設の改築・更新等を含め、公共下水道事業の在り方について協議検討を行います。

#### (2) 効率性の向上

市街地や農村地域などの地域特性、人口減少や高齢化などの社会情勢を踏まえ、処理区域ごとに下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の整備方法の中から、最も効率的な手法を選択します。

#### (3) 整備方法の選定

快適な生活環境の創出と、豊かな自然環境の保全のため、今後の社会情勢・経済情勢の変化や財政状況を勘案しながら、地域の実情に応じた実現可能な整備方法を選定します。

## 第5章 快適で暮らしやすいまち

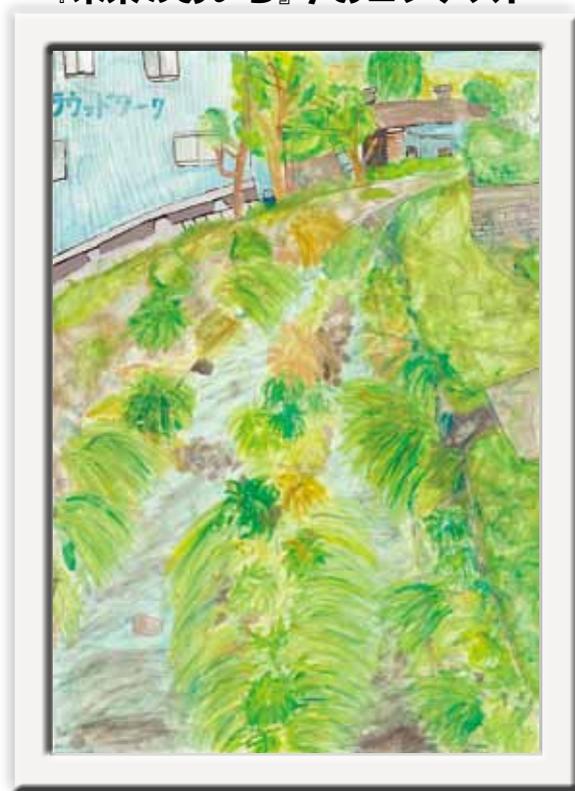
### (4) 団地汚水施設の移管

民間開発団地のうち、一定の条件を満たす汚水施設について市への移管を図っていきます。

#### 主要施策の内容

- 加治木町新生町下水処理施設の維持管理の効率化
- 山田地区農業集落排水施設の維持管理と接続促進
- くみ取りトイレおよび単独処理浄化槽\*の下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽への転換の促進
- 公共下水道事業（既存の処理施設を含め）を含めた実現可能な生活排水対策の検討と実施

### 『未来のあいら』ゆめコンテスト



【銅賞】 ふるさとの小川

山田中2年 平川 奈菜

## 5 計画的なまちづくりの推進

### 現状と課題

本市の住環境の現況は、始良・加治木・蒲生の市街地を中心としたコンパクトな住空間整備と歴史的背景のうえに、各種の法的土地利用の規制や誘導が行われています。

各市街地は、周辺の山林や市街地近郊の農山村地域によりその外郭が形成され、公共施設や商業施設が立地した中心市街地が形成されており、それらが調和した自然豊かな住環境が形成されてきました。

しかしながら、近年、市街地近郊の農山村地域においては、農業従事者の高齢化や農業後継者不足を背景とする農地転用や未利用地の増大、十分な都市基盤整備を行えない状況での小規模開発等が進み、農地と住宅地が混在している地域が見受けられます。また、市街地近郊の公道等に接道していない狭小の低未利用地が散在するなど空洞化が懸念されている状況があります。

市街地および住宅地においては、地域にサービス機能やコミュニティ\*機能の集積などの日常生活圏における地区生活拠点の形成を含めた施設誘導が求められています。

また、国土利用計画や都市計画に関する基礎調査・都市計画マスタープランなどを基本として、市民参加により、地域別に詳細な土地利用計画を策定し、都市計画区域や用途地域などの見直しによる都市化への適正な誘導と地域指定や地区計画などの地域保全対策の検討が求められています。

一方、農山村地域や農村集落においては、今後、自然環境と調和した秩序ある開発が求められるとともに、高齢化や過疎化による集落機能の低下に対して、活力の維持が課題となっています。

計画的なまちづくりを推進するに当たり、土地利用の活性化や土地の高度利用、低未利用地の有効活用、土地条件、土地需要などを勘案した土地利用の誘導と計画的な土地利用の方針の検討など、総合的な取り組みを進めることが課題となっています。

また、本市の各種計画書の策定に当たり、多くの市民の意見を反映できるシステムの構築を行い、市民自らまちづくりに参加し計画的なまちづくりを推進していくことも課題となっています。

## 第5章 快適で暮らしやすいまち

### 基本施策の方向性

本市における共生住空間を維持するため、それぞれの地域を結ぶ幹線道路の整備、農山村集落の生活環境の整備、土地利用構想など、自然環境に配慮した秩序ある宅地開発や都市的土地利用の調和・共生を目指した土地利用を進めていきます。

また、地域別に詳細な土地利用を示す国土利用計画や、本市の都市将来像を区分・利用目的・地域ごとに示す都市計画マスタープラン等を策定し、総合的な土地利用方針を明確化し、市民にもホームページ等を活用し分かりやすいまちづくりの方向性を示していきます。

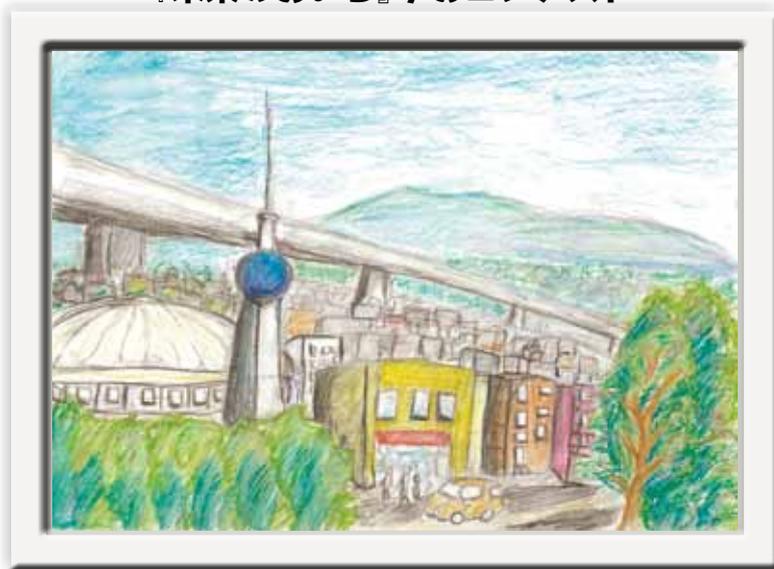
一方、超高齢社会\*に対応するため、日常生活圏域における生活サービス機能、コミュニティ交流機能の立地を誘導する土地利用や地区計画などを検討し、地域に合ったきめ細やかな土地利用と公共施設の連携を推進していきます。

また、社会経済環境の変化に対応するため、市街地近郊の未利用地の有効活用や商業系土地利用の高度利用促進など機能的で合理的な土地利用を図っていきます。

### 主要施策の内容

- 土地利用計画や都市計画マスタープランの策定
- 都市計画区域や用途地域・農業振興地域の見直し
- 市民参加による各種計画策定の推進
- 土地利用に対する的確な規制・誘導の推進

### 『未来のあいら』ゆめコンテスト



【金賞】 自然とともに

蒲生中1年 塚田 綾麻

## 6 斎場・墓地環境の整備

### 現状と課題

本市の火葬場（あいら斎場）は、昭和48年の供用開始から38年が経過しており、経年劣化に伴い、特に建物の躯体<sup>くたい</sup>の老朽化が著しく、業務に支障を来しかねない状態となっています。

現施設を今後も維持することとした場合、高齢化の進行による火葬件数の増加に対応するためにも、設備全体の改修や火葬炉の入れ替えを早急に行う必要がありますが、構造的に施設全体の面積が狭いため、遺族や会葬者のプライバシーが保たれにくいことや、自動ドア等の未設置により高齢者や障がい者の利用に支障を来している状況にあります。

このように、狭あいな施設であるため利用者に不便を来し、また、故人の尊厳、遺族のプライバシー等に十分な配慮ができていない部分があり、人生の終えんの場所として解決しなければならない課題を数多く抱えています。

さらに、環境面においても、現施設が建設された昭和48年当時に比べダイオキシンや地球温暖化などの環境問題に対する意識が高まっており、ダイオキシン類の排出抑制や省エネルギー化など環境への負荷の低減に向けた取り組みが求められています。

これらの課題を解決するためには、遺族や会葬者の心情に配慮し、故人の人生の最後に尊厳と安らぎを感じられる、心安らぐゆとりの空間と、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の視点を取り入れた近代的な施設を早急に整備する必要があります。

本市には、市営墓地はありませんが、宗教法人や管理組合、自治会等で管理されている墓地が大小400か所ほどあります。

これらの墓地は、墓地、埋葬等に関する法律により管理されていますが、中でも地域で管理されている場合には、その永続性や公益性、地域住民の高齢化等を考慮した行政からの支援が求められています。

## 第5章 快適で暮らしやすいまち

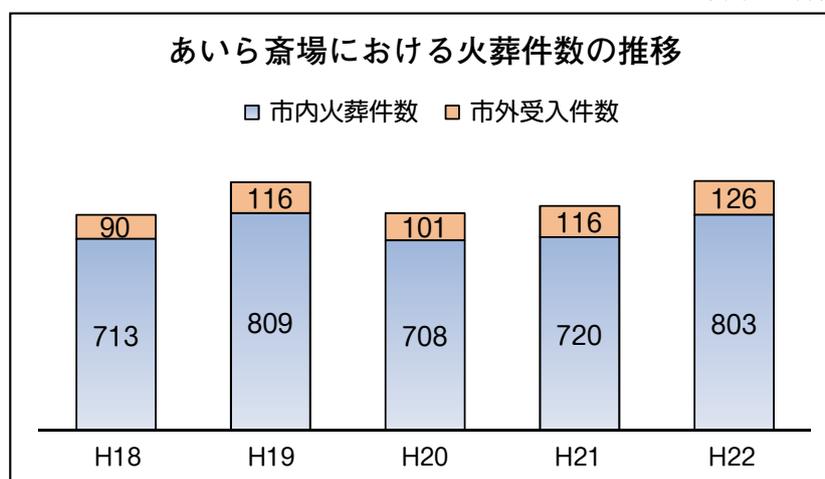
### あいら斎場における火葬件数

(単位：件)

項目	市内火葬件数				市外受入件数				総火葬件数
	大人	小人	死産児	小計	大人	小人	死産児	小計	
H18	689	2	22	713	84	1	5	90	803
H19	785	1	23	809	112	0	4	116	925
H20	691	1	16	708	91	1	9	101	809
H21	713	0	7	720	107	0	9	116	836
H22	783	4	16	803	120	0	6	126	929

資料：環境施設課

(単位：件)



資料：環境施設課

### 基本施策の方向性

あいら斎場の建て替えについては、現在の施設が抱える問題点や諸課題を抜本的に改善し、高齢化の進行による火葬件数の増加に対応可能な、遺族や会葬者の心情に配慮し、故人の人生の最後に尊厳と安らぎを感じることができるように、心安らぐ空間のある近代的な施設に整備します。

また、墓地については、その永続的管理の必要性とともに、営利を追求しない公益的の事業として運営されるべきものであることから、その公益性を考慮しつつ、管理主体の形態によって、必要な環境整備に努めます。

### 主要施策の内容

- あいら斎場の整備の推進
- 地域で管理する墓地整備に対する原材料支給の支援の充実